

令和8年7月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 令和8年7月28日（火）午後2時00分～午後2時35分

場 所 市役所別館大会議室

出席委員 廣瀬教育長 稗田委員 田中委員 小川委員 相澤委員 吉岡委員

事務局職員 山下指導理事
松岡教育振興部長
後教育未来課長
倉田教育未来課学びの環境デザイン担当課長
山内学校教育課主幹
山本学校教育課主任
秋原学校教育課学校生活相談係指導主事
高橋生涯学習推進課生涯学習支援係長
南教育総務課長
飯田教育総務課主幹
川北教育総務課総務係長

傍 聴 1名

1 開 会

教育長 開会を宣告

2 令和8年6月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

教育長から教育長の主な活動を報告

[質問・意見]

なし

(2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

② 後援の承認について（令和8年6月）

(学校教育課)

① 行事予定について

② 教育支援センター明日葉・学校生活相談係の6月の通級・相談等の状況について

(生涯学習推進課)

①行事予定について

[質問・意見]

(稗田委員)

教育支援センター明日葉の状況について、これまで「チャレンジ・アウトドア・ライフ」として体験活動を実施されていると思うが、6月からは「月例明日葉体験活動」を開始したとのこと。今後、毎月体験活動を実施していくのか。計画などがあれば伺いたい。

(守屋学校教育課指導担当課長)

「月例明日葉体験活動」は調理実習を予定している。夏休みチャレンジ・アウトドア・ライフ等の体験活動の事前学習としての位置づけでもある。その後も継続していく予定である。

(稗田委員)

事前に学んだことを現地へ行って活かせる体験ができると、子どもたちの自信につながると感じる。活動が終わった後の様子を教えてほしい。

また、学校生活相談係への相談の中で、高校生から相談の電話が寄せられることがあるのだと知った。義務教育の範疇ではないと無下に断るのではなく、丁寧に受け止めて対応し、学校へも引き継ぎ、その後もフォローアップをいただいているということで、大切な取組をいただいていると感じる。対応にあたってはいろいろと協議があったと思うが、そのあたりについてはどのように考えられているか。

(秋原学校教育課指導主事)

相談者は高校生ではあるが、数年前までは小・中学校を卒業した舞鶴市の子どもである。日頃から丁寧に関わっていくことを常に心がけている中で、まずは話を丁寧に聞き取り、高校と連携を取って進めていくのがよいと判断しそのように対応した。今後こうした相談があると思われるが、小・中学校に兄弟姉妹が在籍しているケースなどもあり、教育委員会として全く関係ないわけではない。そのため、高校生からの相談を含め、引き続き丁寧に関わっていく必要があると考えている。

(稗田委員)

高校生が自分で相談先を探して繋がる可能性があるということは想定していなかった。丁寧に対応することは大切なことであると考えて

それから、「公民館人権セミナー」について、毎年充実した内容で開催されている。大切な話であり多くの方に聞いていただきたいが、平日の開催ということで参加が難しい方もあると思う。参加者数は例年どれくらいか。

(高橋生涯学習推進課生涯学習支援係長)

公民館の「人権セミナー」は、市内5箇所の各公民館において、65歳以上の方を対象に年間を通して複数回開催される「いきいきセミナー」の中の一講座として位置づけられている。昨年は会場を2箇所に集約して開催したため、各回50名ほどの出席があった。

(相澤委員入室)

4 議事

(教育長)

第11号議案、令和8年7月28日提出の「専決処理の承認を求めることについて(専決第5号) 舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、事務局から説明をお願いします。

(山内学校教育課主幹)

小学校及び中学校の教職員に係る特別休暇の取扱いを変更するため、舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を要するところ、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるもの。

[質問・意見]

(相澤委員)

「被害者参加人」については、刑事訴訟法に定められている制度であると認識しているが、具体的にはどのような立場や役割を持つものなのか。

(山内学校教育課主幹)

「被害者参加人」とは、重大な刑事事件の被害者やその遺族が、刑事裁判の法廷に出席し、被告人や証人に直接質問をしたり意見を述べたりする「被害者参加制度」の利用を、裁判所に認められた人のことである。これまでは、こうした被害者参加人としての出席が、特別休暇取得の要件として明記されていなかった

(教育長)

第11号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

5 その他

次回の定例教育委員会は、8月21日（金）午後2時から開催することを確認。

[質問・意見]

なし

6 閉 会

教育長 閉会を宣告